

第6回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会資料

【池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドラインの策定について】

目次

	Page
I. 池袋地区駐車・まちづくりマネジメントの導入について	01

令和5年（2023年）3月23日
豊島区 都市整備部 都市計画課

I. 池袋地区駐車・まちづくりマネジメントの導入について

- 本区では、東京都「総合的な駐車対策の在り方」に基づき、池袋地区に駐車場の地区マネジメントを導入すべく、令和4年10月に検討のための会議体である「池袋地区駐車・まちづくりマネジメント検討協議会」を設置し、以後検討を進めてきました。
- 地区マネジメント組織では、地区の目指すべき将来像やその実現のための施策メニュー等を「地区マネジメントガイドライン」に定めるものとされています。これを区及び池袋地区内の駐車場管理者で共有することで、既存の計画やルールを横断的な検討体制を構築し、地区全体での一体的な施策展開を進めます。
- これまでの検討において、地区内の駐車場の運用方針の指針となる「地区マネジメントガイドライン」を策定するとともに、ガイドラインに基づく運用体制を以下のとおり定めました。
- 令和5年3月末にガイドラインを取りまとめ、同ガイドラインに基づく運用を開始する予定です。

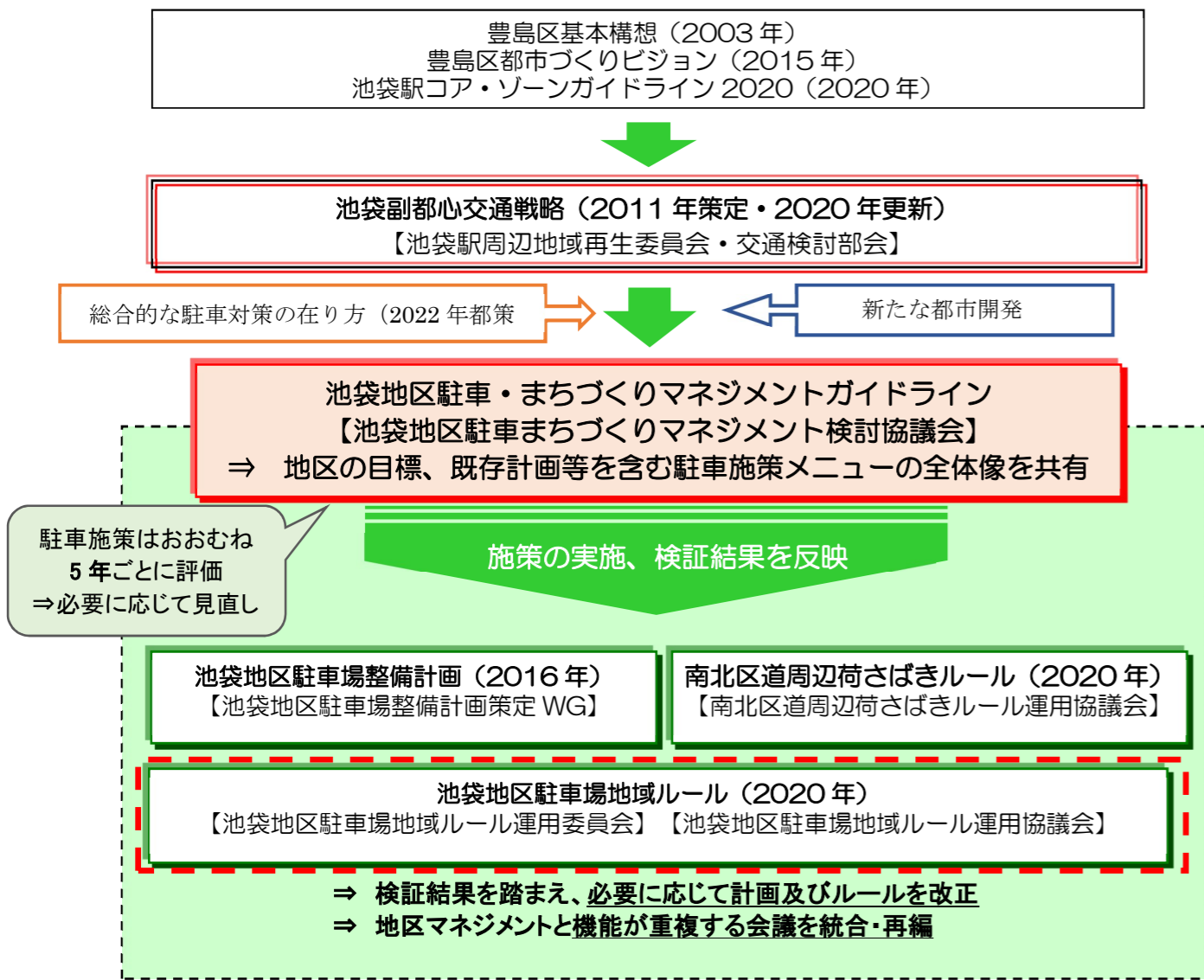


図 池袋地区における駐車場関連計画の体系とマネジメントガイドラインとの関係イメージ

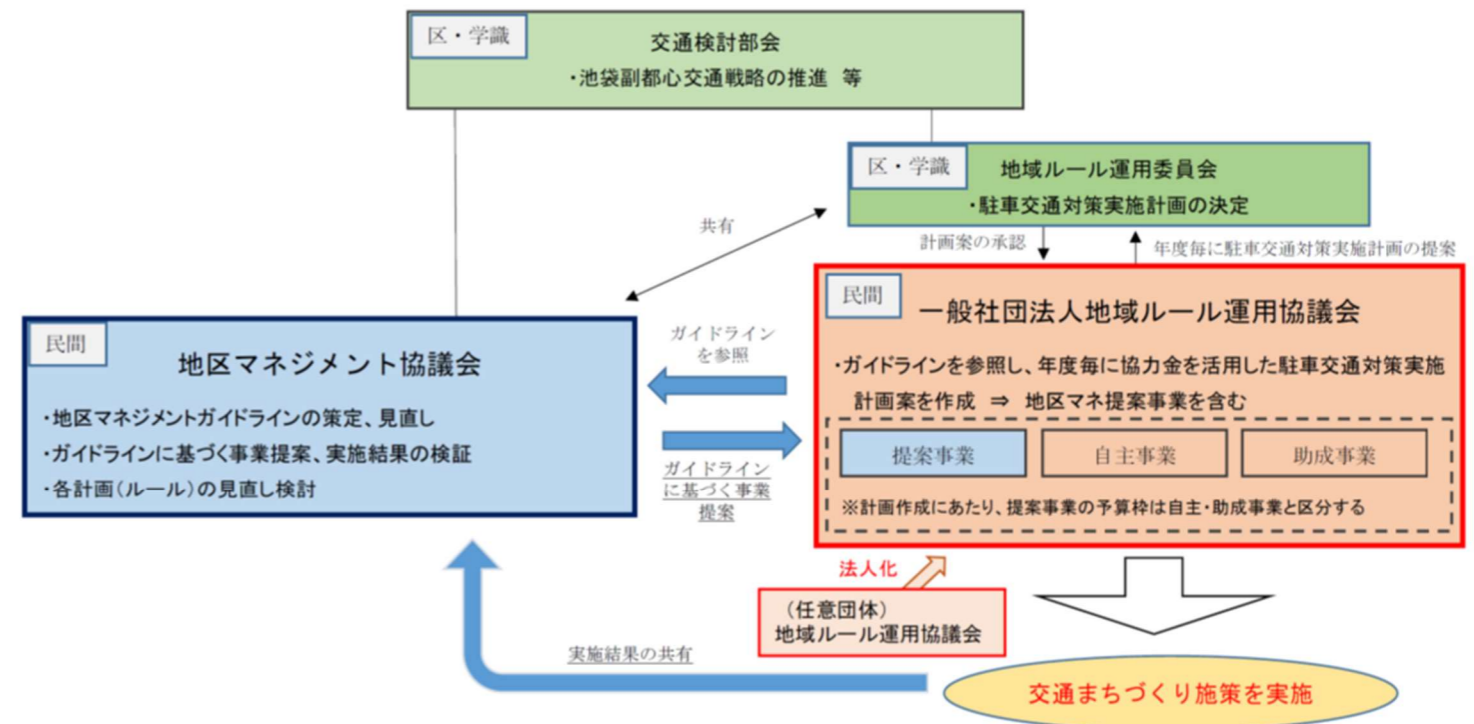


図 マネジメントガイドラインに基づく運用体制のイメージ

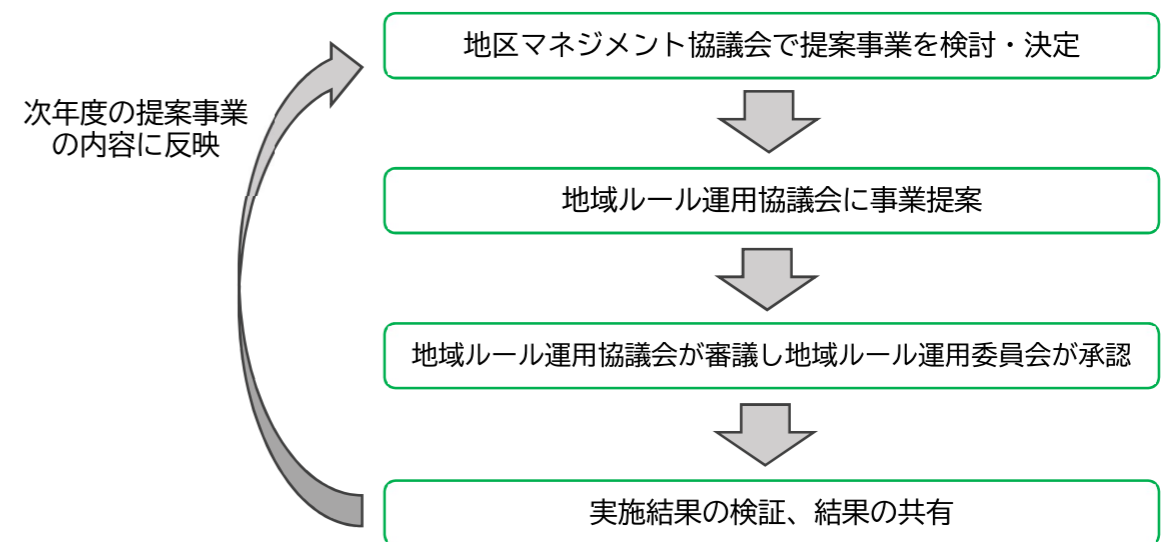


図 ガイドライン提案事業の実施の流れ